

事業計画概要書に対する知事意見書

令和 4 年 (2022 年) 10 月 26 日

株式会社北山商事

代表取締役 北山 聡明 様

長野県長野地域振興局長

令和 4 年 9 月 15 日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第 35 条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社北山商事 代表取締役 北山 聡明 長野市大字赤沼767番地 1	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	須坂市大字井上蛇沢728番 1	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	圧縮梱包	
(4) 処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	廃プラスチック類 190.96 t/日 (23.87 t/h : 8 時間稼働) 紙くず 210.24 t/日 (26.28 t/h : 8 時間稼働) 木くず 300.08 t/日 (37.51 t/h : 8 時間稼働) 繊維くず 112.72 t/日 (14.09 t/h : 8 時間稼働) ゴムくず 282.72 t/日 (35.34 t/h : 8 時間稼働) 金属くず 456.88 t/日 (57.11 t/h : 8 時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 424.96 t/日 (53.12 t/h : 8 時間稼働)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 須坂市福島町区、井上町区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 (5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 須坂市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	① 福島町区 (日時) 令和 4 年 11 月 14 日 (月) 午後 7 時から (場所) 福島町公会堂 (須坂市大字福島町 204-1) ② 井上町区 (日時) 令和 4 年 11 月 15 日 (火) 午後 7 時から (場所) 井上町公会堂 (須坂市大字井上町 2251)	

## 2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。